

4 悪 臭

4 悪臭

4.1 調査

1) 調査項目

調査項目は、特定悪臭物質及び臭気指数とした。

2) 調査方法

調査方法を表 4.4.1-1 に示すとおりである。

表 4.4.1-1 調査方法

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
特定悪臭物質 (22 項目)	1 回 (夏季)	「特定悪臭物質の測定方法」 (昭和 47 年環告第 9 号)	A-1 敷地境界(風上) A-2 敷地境界(風下)
臭気指数		「臭気指数及び臭気排出強度指数の算定の方法」 (平成 11 年環告第 18 号)	A-3 親水中央公園 A-4 西浜公園 A-5 海浜公園

3) 調査地域

調査地域は建設予定地及びその周辺地域とし、調査地点は図 4.4.1-1 に示すとおりとした。

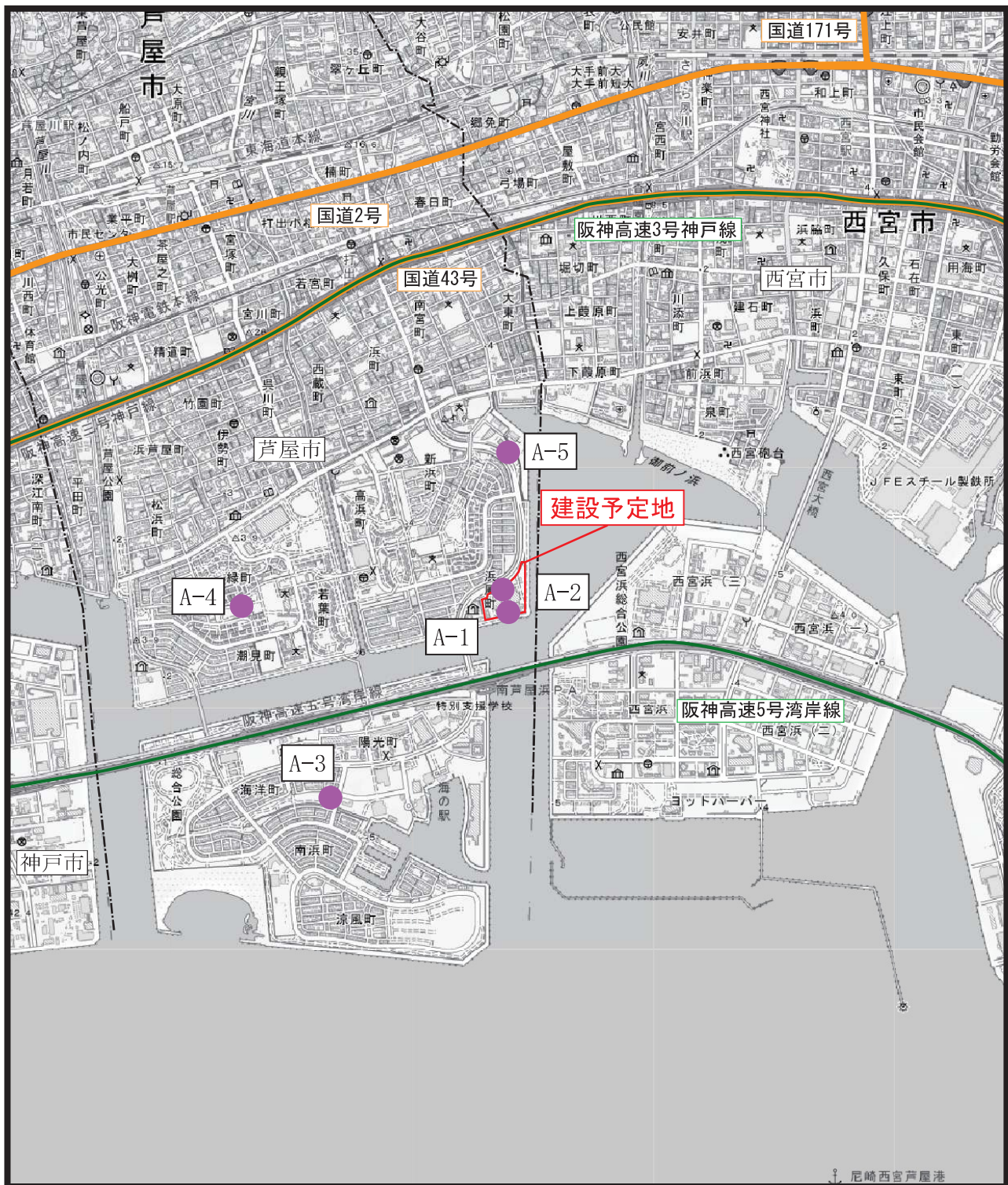
4) 調査日

調査日は表 4.4.1-2 に示すとおりとした。

表 4.4.1-2 調査日

調査項目	調査時期	調査期日
特定悪臭物質 (22 項目)	夏季	令和 5 年 8 月 21 日 (月)
臭気指数		

注：調査中、結果に影響を及ぼす強風、降雨はみられなかった。



凡例

 : 建設予定地（芦屋市環境処理センター）

--- : 市境

● : 悪臭調査地点

※A-1及びA-2は調査時における建設予定地敷地境界の風上・風下で実施。



S = 1:25,000

0 250 500 1000m

図4.4.1-1 調査地点図（悪臭）

出典：「地理院地図 GISMap」（国土地理院）

5) 調査結果

調査結果を表 4.4.1-3 に示す。

「A-1 敷地境界（風上）」及び「A-2 敷地境界（風下）」において、全ての項目が定量下限値未満であり、規制基準を満足していた。

また、「A-3 親水中央公園」、「A-4 西浜公園」、「A-5 海浜公園」においても、全ての項目が定量下限値未満であり、規制基準を満足していた。

表 4. 4. 1-3 (1/2) 調査結果

項 目	単位	A-1 敷地境界 (風上)	A-2 敷地境界 (風下)	規制基準 (一般地域)
調査日	—	令和5年8月21日		—
試料採取時間	—	14:27～14:43	14:00～14:20	—
天候	—	晴れ		—
気温	℃	35.4	36.8	—
湿度	%	54	48	—
風向	—	SW	SE	—
風速	m/s	2.5	3.5	—
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	1
メチルメルカプタン	ppm	<0.0002	<0.0002	0.002
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	0.02
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	0.01
二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	0.009
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	0.005
アセトアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005	0.05
プロピオンアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009	0.009
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	0.02
ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009	0.009
イソヘキシルアルデヒド	ppm	<0.0003	<0.0003	0.003
イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09	0.9
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	3
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	1
トルエン	ppm	<1	<1	10
スチレン	ppm	<0.04	<0.04	0.4
キシレン	ppm	<0.1	<0.1	1
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	0.03
ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	<0.00009	<0.00009	0.0009
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	0.001
臭気指数	—	<10	<10	—

注：“<”は定量下限値未満を示す。

表 4. 4. 1-3 (2/2) 調査結果

項 目	単位	A-3 親水中央公園	A-4 西浜公園	A-5 海浜公園	規制基準 (一般地域)
調査日	—	令和5年8月21日			—
試料採取時間	—	12 : 55～13 : 15	13:30～13 : 45	12 : 30～12 : 45	—
天候	—	晴れ			—
気温	℃	36.2	36.0	36.8	—
湿度	%	48	55	51	—
風向	—	W	Calm	SW	—
風速	m/s	3.1	Calm	2.3	—
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	1
メチルメルカプタン	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005
アセトアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	0.05
プロピオンアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
ノルマルペンチルアルデヒド	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009
イソペンチルアルデヒド	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09	<0.09	0.9
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	3
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	1
トルエン	ppm	<1	<1	<1	10
スチレン	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	0.4
キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	1
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	0.03
ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	<0.00009	<0.00009	<0.00009	0.0009
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001
臭気指数	—	<10	<10	<10	—

注：「<」は定量下限値未満を示す。

4.2 予測

1) 予測項目

予測項目を表 4.4.2-1 に示す。

表 4.4.2-1 悪臭に係る予測項目

影響要因	予 測 項 目
脱臭設備出口からの排出	臭気指数、特定悪臭物質濃度
施設からの悪臭の漏洩	施設からの悪臭漏洩による影響

2) 予測地域及び予測地点

(1) 脱臭設備出口からの排出

予測地域は、建設予定地周辺とし、予測地点は排出口の風下軸上に設定した。

(2) 施設からの悪臭の漏洩

予測地域は、建設予定地の周辺とした。

3) 予測対象時期等

(1) 脱臭設備出口からの排出

予測対象時期は、施設が定常的に稼働する時点とした。

(2) 施設からの悪臭の漏洩

予測対象時期は、施設が定常的に稼働する時点とした。

4) 予測方法

(1) 脱臭設備出口からの排出

① 予測手順

ア 拡散式

計画施設からの臭気による影響について、大気の拡散原理を利用して、排出ガス濃度を設定し、図 4.4.2-1 に示すフローにしたがい、地表の臭気濃度を求めた。

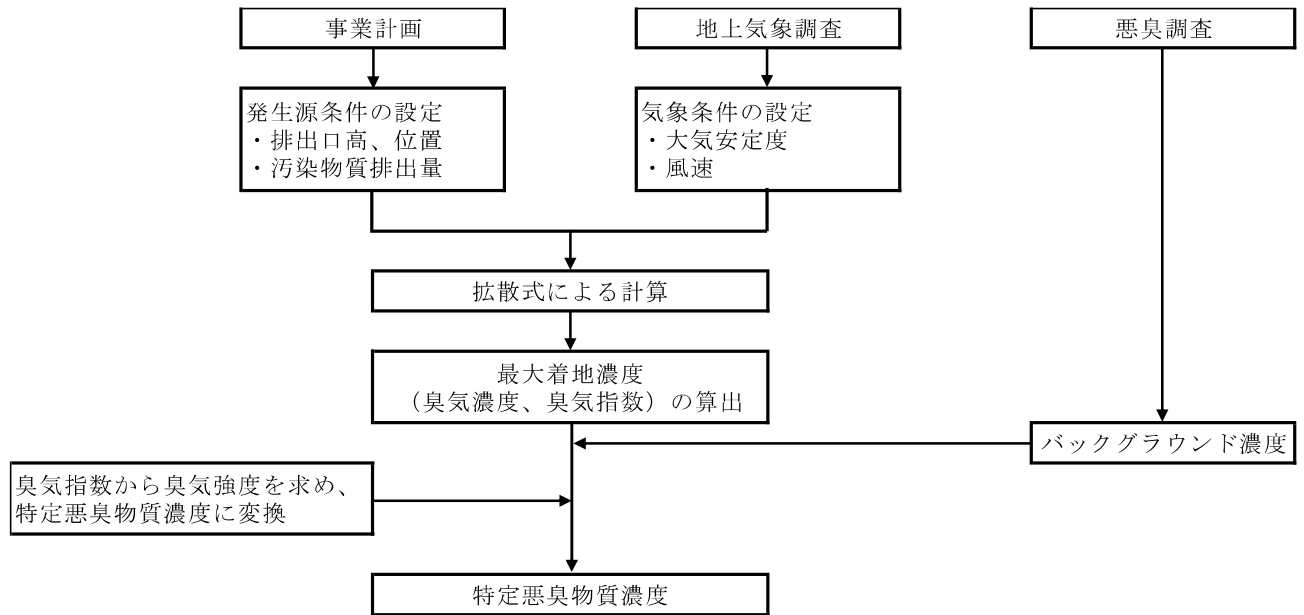


図 4.4.2-1 脱臭設備出口からの排出による影響の予測フロー図

② 予測式

ア 拡散式

有風時に用いるプルームモデルの基本式は次式で与えられる。

$$C(x, y, z) = \frac{q}{2\pi\sigma_y\sigma_z U} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \cdot \left[\exp\left\{-\frac{(z-H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right]$$

$C(x, y, z)$: (x, y, z) 地点の濃度

x : 風下距離 (m)

y : x 軸と直角方向の距離 (m)

z : 高さ (m)

q : 煙源強度 (Nm^3/s)

σ_y : 水平方向の拡散パラメータ (m) (図 4.4.2-2 参照)

σ_z : 鉛直方向の拡散パラメータ (m) (図 4.4.2-2 参照)

U : 風速 (m/s)

H_e : 有効煙突高 (m)

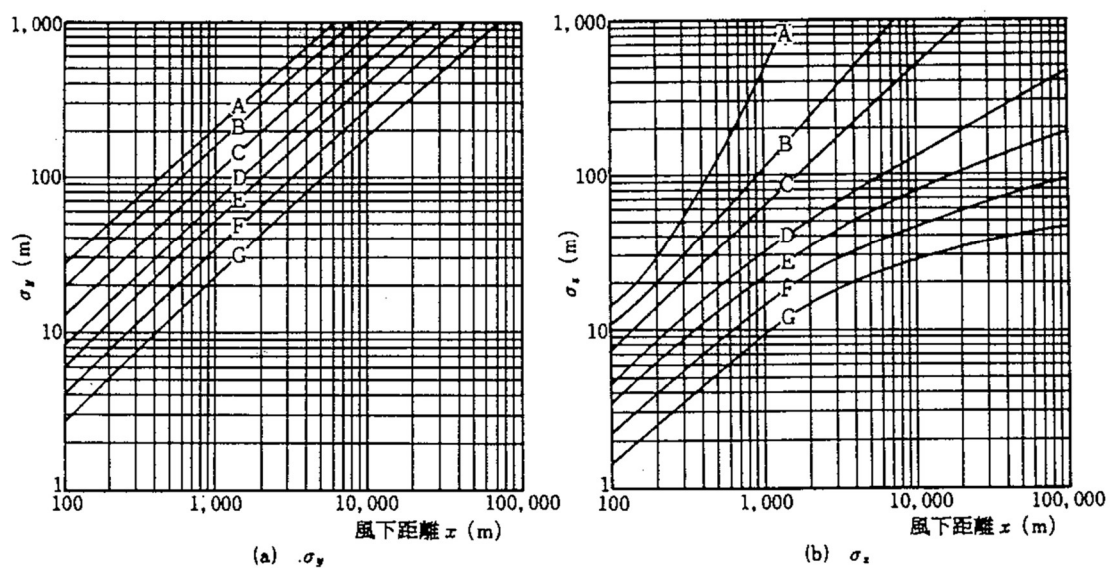
$$H_e = H_0 + \Delta H$$

ここで、 H_e : 有効煙突高 (m)

H_0 : 煙突実体高 (m)

ΔH : 排出ガス上昇高 (m)

ただし、排出ガスの温度は気温と同程度であることから、 $\Delta H=0$ とした。



$$\sigma_y(x) = \gamma_y \cdot x^{\alpha_y}$$

安定度	α_y	γ_y	風下距離 (m)
A	0.901	0.426	0~1,000
	0.851	0.602	1,000~
B	0.914	0.282	0~1,000
	0.865	0.396	1,000~
C	0.924	0.1772	0~1,000
	0.885	0.232	1,000~
D	0.929	0.1107	0~1,000
	0.889	0.1467	1,000~
E	0.921	0.0864	0~1,000
	0.897	0.1019	1,000~
F	0.929	0.0554	0~1,000
	0.889	0.0733	1,000~
G	0.921	0.0380	0~1,000
	0.896	0.0452	1,000~

$$\sigma_z(x) = \gamma_z \cdot x^{\alpha_z}$$

安定度	α_z	γ_z	風下距離 (m)
A	1.122	0.0800	0~300
	1.514	0.00855	300~500
	2.109	0.000212	500~
B	0.964	0.1272	0~500
	1.094	0.0570	500~
C	0.918	0.1068	0~
D	0.826	0.1046	0~1,000
	0.632	0.400	1,000~10,000
	0.555	0.811	10,000~
E	0.788	0.0928	0~1,000
	0.565	0.433	1,000~10,000
	0.415	1.732	10,000~
F	0.784	0.0621	0~1,000
	0.526	0.370	1,000~10,000
	0.323	2.41	10,000~
G	0.794	0.0373	0~1,000
	0.637	0.1105	1,000~2,000
	0.431	0.529	2,000~10,000
	0.222	3.62	10,000~

図 4.4.2-2 パスキル・ギフォード図

なお、1 時間値の予測には、プルームモデルの基本式で $y=z=0$ とした次式を用いた。

$$C(x,0,0) = \frac{q}{\pi \sigma_y \sigma_z U} \bullet \exp\left(-\frac{H_e^2}{2\sigma_z^2}\right)$$

ただし、 σ_y の値は、評価時間に応じて次式により修正した。

$$\sigma_y = \sigma_{yp} (t / t_p)^r$$

t : 評価時間 (60min)

t_p : パスキル・ギフォード図の評価時間 (3min)

σ_y : 評価時間 t に対する水平方向の煙の拡がり幅 (m)

σ_{yp} : パスキル・ギフォード図から求めた水平方向の煙の拡がり幅 (m)

r : べき指数 (0.2~0.5) (ここでは、安全側の見知から 0.2 を採用 (廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 (平成 18 年 9 月 環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部))

イ 評価時間の補正

水平方向の拡散幅 (σ_y) は、パスキル・ギフォード 図から評価時間による補正を行う必要があり、「悪臭防止対策の今後のあり方について (第二次答申)」(平成 9 年 11 月 21 日 中環審第 121 号)において適当とされている 30 秒を評価時間とした。また、時間希釈係数については、国において、現地拡散実験の結果から臭気拡散に使用するものとしては安全側の設定になると結論された 0.7 (時間比のべき指数) を用いた。拡散幅の補正は次式のとおりである。

$$\sigma_{y1} / \sigma_{y2} = (T_1 / T_2)^p$$

ここで、 σ_{y1} : 時間 T_1 (30 秒) における臭気の水平方向の拡散幅

σ_{y2} : 時間 T_2 (3 分) における臭気の水平方向の拡散幅

p : 0.7

出典 : 「気体排出口における臭気指数規制基準算定方法の考え方について」

(平成 11 年 3 月 環境庁大気保全局大気生活環境室)

③ 予測条件

ア 発生源条件

排出ガスの発生源条件は、メーカー資料を参考に設定することとし、表 4. 4. 2-2 に示すとおりとした。

表 4. 4. 2-2 排出源の項目と諸元

項 目		諸元
排出口高	(m)	21. 5
排出口径	(m)	0. 8
排出ガス量（湿り）	(Nm ³ /h)	13, 500
排出ガス温度	(℃)	20
臭気濃度	—	200

イ 気象条件

気象条件は、地上の臭気濃度が最も高くなると予想される気象条件として、風速 1. 0m/s、大気安定度 A を気象条件として設定した。

ウ 現況臭気濃度

建設予定地及びその周辺における現況の臭気指数は表 4. 4. 1-3 に示すとおりであり、全ての調査地点で 10 未満であった。また、調査時においても臭気を感じることはなかったことから、排出ガスによる臭気濃度（臭気指数）の予測に際しては、現況臭気濃度は考慮しないこととした。

(2) 施設からの悪臭の漏洩

施設からの悪臭の漏洩による影響については、類似事例となるデータ等も少なく限られるため、環境保全措置の内容等から定性的に予測する方法とした。

5) 予測結果

(1) 脱臭設備出口からの排出

脱臭設備出口からの排出による影響について予測した結果、表 4.4.2-3 に示すとおり、最大着地臭気濃度は風下 140m 付近に出現し、臭気指数は 10 未満（臭気濃度は 10 未満）となった。

臭気濃度と臭気指数の関係を示す式は、以下のとおり。

$$\begin{aligned}\text{臭気指数} &= 10 \times \log (\text{臭気濃度}) \\ &= 10 \times \log (<10) = <10\end{aligned}$$

なお、表 4.4.2-4 のとおり臭気指数 10 は臭気強度 2.5 に相当する。また、臭気強度と特定悪臭物質濃度の関係は表 4.4.2-5 のとおりであることから、悪臭防止法の「敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準」についても下回るものとする。

表 4.4.2-3 予測結果

予測条件		予測結果(最大着地地点)		
大気安定度	風速 (m/s)	臭気濃度	臭気指数	脱臭設備出口からの距離 (m)
A	1.0	<10	<10	140

表 4.4.2-4 臭気強度と臭気指数の関係

臭気強度	臭気指数の範囲
2.5	10～15
3.0	12～18
3.5	14～21

出典)「ハンドブック悪臭防止法(六訂版)」(公益社団法人におい・かおり環境協会,平成24年)

表 4.4.2-5 臭気強度と特定悪臭物質濃度の関係

単位: ppm

臭気強度 特定悪臭物質	1	2	2.5	3	3.5	4	5
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	1×10	4×10
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2×10
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	1×10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	1×10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレールアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレールアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	2×10	7×10	1×10 ³
酢酸エチル	0.3	1	3	7	2×10	4×10	2×10 ²
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	1×10	5×10
トルエン	0.9	5	1×10	3×10	6×10	1×10 ²	7×10 ²
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	2×10
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	1×10	5×10
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

注：太枠で示した箇所は、建設予定地に適用される悪臭防止法の「敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準」を示す。

出典)「ハンドブック悪臭防止法(六訂版)」(公益社団法人におい・かおり環境協会編集, 平成24年)

(2) 施設からの悪臭の漏洩

中継施設及び資源化施設のプラットホーム出入口にエアーカーテンを使用し、臭気の漏洩を防止する。

ごみピットは、外部との開口部を必要最小限にするため、ごみ投入時以外は投入扉を閉鎖する。

また、脱臭設備を設置し、施設内の臭気が漏洩しないよう吸引・処理したのちに大気へ放出するものとする。

以上の対策の実施により、建設予定地周辺の住民に対し、施設から漏洩する悪臭の影響はないものと予測した。

4.3 影響の分析

1) 影響の分析方法

影響の分析は、悪臭の影響が事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されているものであるか否かについて見解を明らかにし、かつ、国、県等による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標が示されている場合は、この基準又は目標と予測結果との整合性について検討した。

環境保全目標は、「周辺住民の日常生活において支障を生じさせないこと」を前提とした(表 4.4.3-1 参照)。

表 4.4.3-1 悪臭に係る環境保全目標

影響要因	環境保全目標
脱臭設備出口からの排出	周辺住民が日常生活において支障を生じさせないこととする。 建設予定地及びその周辺は、特定悪臭物質の濃度による規制の一般地域(臭気指数：10 相当)となっていることを踏まえ、最大着地地点において、臭気指数：10 以下とする。
施設からの悪臭の漏洩	周辺住民の日常生活において支障を生じさせないこととする。

2) 環境の保全のための措置

悪臭の影響を低減させるため、環境の保全のための措置として以下の事項を実施する。

表 4.4.3-2 環境の保全のための措置

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
脱臭設備出口からの排出	設計時の配慮	・脱臭設備を設置し、施設内の臭気が漏洩しないよう吸引・処理したのちに大気へ放出する。	○	○	
	適切な運転管理	・設備の日常点検や定期点検を実施し、適切な運転管理及び機能維持を図る。		○	○
施設からの悪臭の漏洩	設計時の配慮	・中継施設及び資源化施設のプラットホーム出入口にエアーカーテンを使用し、臭気漏洩を防止する。	○	○	
		・ごみピットは、外部との開口部を必要最小限にするため、ごみ投入時以外は投入扉を閉鎖する。	○	○	
	廃棄物搬出時の配慮	・廃棄物の搬出には、飛散防止のための天蓋、上部全面を覆うことが可能である堅牢な密閉方式及び走行中に開かない機能を有し、汚水タンク等を備えた運搬車両を用いる。		○	○

3) 影響の分析結果

(1) 脱臭設備出口からの排出

① 影響の回避又は低減に係る分析

施設内の悪臭が漏洩しないよう脱臭設備で吸引・処理し、大気へ放出する。また、脱臭設備は、日常点検や定期点検を実施し、適切な運転管理及び機能維持を図る計画であり、脱臭設備出口から悪臭の影響は低減される。

② 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

脱臭設備出口からの排出による悪臭の予測結果では、拡散効果の低い気象条件であっても臭気の最大着地濃度は脱臭設備出口より風下 140m 付近で臭気指数は 10 未満と予測される。また、上記の環境保全措置により脱臭設備出口からの排出による悪臭の影響は低減されることから、環境保全目標を下回り達成するものとする。

表 4.4.3-4 予測結果と規制値の比較（臭気指数）

予測結果	環境保全目標
<10	10

注：臭気指数 10 は特定悪臭物質の濃度による規制の一般地域と同程度に相当する。

(2) 施設からの悪臭の漏洩

① 影響の回避又は低減に係る分析

予測結果に示したように、悪臭の漏洩防止対策の実施徹底を図る計画であることから、施設から漏洩する悪臭の影響は低減される。

② 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

施設からの悪臭漏洩を防止するため、プラットホーム出入口でのエアーカーテンの使用、ごみ投入時以外は投入扉を閉鎖するなどの環境保全措置の実施並びに敷地境界における規制基準を遵守することから、環境保全目標（周辺住民の日常生活において支障を生じさせないこと）を達成するものとする。

第5章 総合評価

第5章 総合評価

本生活環境影響調査において、対象とした調査事項は、「大気質」、「騒音」、「振動」及び「悪臭」の計4項目である。

各調査事項の現況調査、予測、環境保全のための措置、影響の分析の概要は次頁に示すとおりである。本事業の実施による周辺環境への影響を予測した結果、施設の稼働は周辺住民の日常生活に支障を生じさせないレベルであると考えられる。

なお、本事業の実施にあたっては、生活環境の保全に最大限配慮し、慎重に進めるものとする。

調査事項	現 況	予 測
大気質	廃棄物運搬車両の走行ルートの1地点で調査を実施した。 調査の結果、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、いずれの項目も環境基準を下回っていた。	施設の稼働 粉じんの発生が予想される資源化施設での作業は屋内に限られる。また、屋内の空気は、集じん設備を設置し、吸引して処理したのちに屋外に排気することから、資源化施設からの粉じんの発生は最小限に抑えられ、大気質への影響は少ないものと予測された。
		廃棄物運搬車両の走行 二酸化窒素の日平均濃度は、0.023ppm、浮遊粒子状物質の日平均濃度は0.031mg/m³と予測された。
騒音	環境騒音について、建設予定地の敷地境界2地点及びその周辺地域2地点で調査を実施した。 騒音規制法に基づく規制基準（第二種区域）と比較すると、敷地境界2地点ともに平日、休日の全ての時間区分において、規制基準を上回っていた。 一方、環境基本法に基づく環境基準（B類型）と比較すると、周辺地域2地点ともに平日、休日の全ての時間区分において、環境基準を満足していた。 道路交通騒音について、廃棄物運搬車両の主要走行ルート1地点で調査を実施した。 環境基本法に基づく環境基準（B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域）及び騒音規制法に基づく要請限度（b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域）と比較すると、いずれの時間区分においても基準値を下回っていた。 低周波音について、環境騒音と同地点の4地点で調査を実施した。 全ての地点で平日、休日ともに参考指標値を満足していたが、1/3オクターブバンド周波数毎の測定値については、参照値を上回っているケースが見られた。	施設の稼働 騒音レベルについて、敷地境界では、昼間（8～18時）61～69dB、周辺地域では、昼間（6～22時）46～51dBと予測された。
		廃棄物運搬車両の走行 騒音レベルは、昼間平均：63.1dBと予測された。 騒音レベルの増加量は、昼間平均：0.4dBと予測された。
振動	環境振動について、環境騒音と同地点で調査を実施した。 調査結果は、全ての地点で平日、休日の全ての時間区分において、振動規制法に基づく規制基準（第一種区域）を下回っていた。 道路交通振動及び地盤卓越振動について、道路交通騒音と同地点で調査を実施した。 調査結果は、いずれの時間区分においても、振動規制法に基づく要請限度（第一種区域）を下回っていた。また、地盤卓越振動数は46.0Hzであった。	施設の稼働 振動レベルについて、敷地境界では、昼間（8～19時）35～50dB、周辺地域では、昼間（8～19時）33～34dBと予測された。
		廃棄物運搬車両の走行 振動レベルは、昼間平均：33dBと予測された。 振動レベルの増加量は、昼間平均：1dBと予測された。
悪臭	建設予定地敷地境界2地点（風上及び風下）及び周辺地域3地点で調査を実施した。 特定悪臭物質22項目及び臭気指数は、全ての調査地点で定量下限値未満であり、適用される一般地域の規制基準を下回っていた。	脱臭設備出口からの排出 脱臭設備出口からの排出による影響について予測した結果、最大着地臭気濃度は風下140m付近に出現し、臭気指数は10未満（臭気濃度は10未満）となった。
		施設からの悪臭の漏洩 プラットフォーム出入口でのエアーカーテンの使用、ごみ投入時以外は投入扉を閉鎖する、施設内の臭気は脱臭設備により吸引・処理したのちに大気へ放出するなどの環境保全措置の実施により、建設予定地周辺の住民に対し、施設から漏洩する悪臭の影響はないものと予測した。

環境保全措置	影響の分析
施設の稼働 資源化施設では適切な発じん防止対策を実施し、粉じんは集じん設備により適切に処理する。また、設備の日常点検や定期点検を実施し、機能維持を図る。	施設の稼働 予測結果並びに環境保全措置の実施により、施設の稼働による大気質への影響は極めて小さいと考えられるため、環境保全目標で示した「周辺住民の日常生活に支障を生じないこと。」は十分満足するものと考ええる。
廃棄物運搬車両の走行 交通規則の遵守、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努める。また、廃棄物運搬車両は、低公害車を積極的に導入するよう指導する。	廃棄物運搬車両の走行 予測結果は、環境保全目標（二酸化窒素：日平均値0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：日平均値0.10mg/m ³ 以下）を下回った。
施設の稼働 低騒音型の機器を可能な限り選定する。また、騒音発生機器類は屋内に設置し、騒音の屋外への伝搬を抑制するとともに、特に騒音が発生しやすい機器類は必要に応じて防音構造の室内に配置するなどの適切な防音対策を行う。加えて、日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。	施設の稼働 予測結果は、敷地境界（北側）及び敷地境界（西側）では、ともに稼働時の騒音レベルが環境保全目標（60dB以下（北側）、55dB以下（西側））を上回っている。ただし、現況騒音レベルにおいても、市道打出浜線の車両走行音の影響によって環境保全目標を上回っており、また、寄与騒音レベルは現況騒音レベルと比較して小さく、稼働時の騒音レベルも現況騒音レベルから変化はみられなかった。 一方、S-3 浜風南公園及びS-4 浜風東公園では、ともに寄与騒音レベルは30dB 未満であり、稼働時の騒音レベルも現況騒音レベルから変化はみられず、環境保全目標（昼間：55dB以下）を下回っていた。 よって、施設の稼働は現況を著しく悪化させるものではなく、周辺住民の日常生活に支障を生じさせないレベルであると考ええる。
廃棄物運搬車両の走行 交通規則の遵守、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努める。また、廃棄物運搬車両は、低公害車を積極的に導入するよう指導する。	廃棄物運搬車両の走行 予測結果は、環境保全目標（65dB以下）を下回っており、現況を著しく悪化させるものではなく、周辺住民の日常生活に支障を生じさせないレベルであると考ええる。
施設の稼働 低振動型の機器を可能な限り選定する。また、振動が発生しやすい機器類は、防振装置等による対策を実施する。加えて、日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。	施設の稼働 予測結果は、敷地境界（北側）及び敷地境界（西側）では、ともに稼働時の振動レベルが環境保全目標（60dB以下（北側）、55dB以下（西側））を下回っている。 一方、S-3 浜風南公園及びS-4 浜風東公園においても、環境保全目標（人が日常生活において振動を感じる程度（閾値55dB））を下回っている。 よって、施設の稼働は現況を著しく悪化させるものではなく、周辺住民の日常生活に支障を生じさせないレベルであると考ええる。
廃棄物運搬車両の走行 交通規則の遵守、廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間の分散化に努める。また、廃棄物運搬車両は、低公害車を積極的に導入するよう指導する。	廃棄物運搬車両の走行 予測結果は、環境保全目標（65dB以下）を下回っている。また、大部分の人が振動を感知するレベル(55dB)を下回っていることから、周辺住民の日常生活に支障を生じさせないレベルであると考ええる。
脱臭設備出口からの排出 施設内の臭気が漏洩しないよう脱臭設備で吸引・処理したのちに大気へ放出する。また、脱臭設備は、日常点検や定期点検を実施し、適切な運転管理及び機能維持を図る。	脱臭設備出口からの排出 予測結果は、拡散効果の低い気象条件であっても最大着地濃度地点で臭気指数は10未満と予測される。また、左記に示した措置により脱臭設備出口からの排出による悪臭の影響は低減されることから、環境保全目標（最大着地地点において、臭気指数：10）を下回り達成するものと考ええる。
施設からの悪臭の漏洩 中継施設及び資源化施設のプラットホーム出入口にエアーカーテンを使用し、臭気の漏洩を防止する。 ごみピットは外部との開口部を必要最小限にするため、ごみ投入時以外は投入扉を閉鎖する。	施設からの悪臭の漏洩 施設からの悪臭漏洩を防止するため、プラットホーム出入口でのエアーカーテンの使用、ごみ投入時以外は投入扉を閉鎖するなどの環境保全措置の実施並びに敷地境界における規制基準を遵守することから、環境保全目標（周辺住民の日常生活において支障を生じさせないこと）を達成するものと考ええる。